

## 6-5 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

### 6-5-1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

(機構共通)

定期的に施設の実態や利用状況を自己点検・評価し、教育研究活動や共同利用等の施設の有効活用を図る。

本機構では、施設の実態や利用状況の調査を行うため、施設点検・評価システムを導入した。

施設の老朽化、狭隘化、耐震対策、既存施設の点検・評価及び共同研究等の研究活動の進展に伴い必要となる施設の整備計画を作成し、計画的な施設整備を行い、研究施設等の適正な確保に努める。

各機関では、既存施設の点検・評価を行い、空調機更新、給水管、排水管更新、雨漏り・漏水対策、エレベータの保全修理など、必要箇所の営繕・改修工事を実施した。主要建物においては耐震診断を実施し、緊急度ランクによる整備計画を検討した。電力の安定供給及び最大電力のピークカットのため、非常用発電機の増設を行った。また、電力需要を調査し、変圧器の集約化を行った。

環境を考慮した施設整備に努める。

各機関では、施設整備委員会等において、施設年次計画等を策定すると共に、研究活動の進展に伴う計画の見直しを行った。環境対策の整備実施状況を調査し、環境への配慮から屋外緑化整備（水路整備及び植樹等）を実施するとともに、各工事において、省エネ設計、リサイクル建材の利用、排水再利用等を実施した。身体障害者対策を施した屋内環境整備や駐車場や外灯など屋外環境整備を行った。

施設の安全で効率的な管理・運営のため、施設・設備の利用計画、維持管理の計画を作成する。

各機関では、施設を安全に使用するため、衛生管理者の巡視指摘による改修、整備を実施した。身体障害者に関わる整備状況も調査し、計画的に整備している。効率的な管理・運営のために棟別の計量器の設置の推進及び施設の管理台帳、設備台帳、機器台帳の整備を進めている。

### 6-5-2 安全管理に関する目標を達成するための措置

(機構共通)

労働安全衛生法等に係る諸事項の評価と点検を実施するとともに、関連諸規程・規則、作業基準、安全マニュアルを整備し、適切な管理を行う。

本機構に労働安全衛生連絡会議を設置し、各事業所の取組状況等について情報交換等を行うとともに、各機関（事業場）では、毎月1回、定期的に労働安全衛生委員会を開催し、安全管理者等による定期巡回報告書に基づき、点検・評価を実施している。

各機関では、法令に基づく労働安全衛生管理体制を更に強化するため、「安全衛生推進部」「安全衛生管理室」などの組織を新設し、労働災害の防止、機器の運用・保全、職員の安全の確保及び健康の保持増進を図り、快適な職場環境の促進に努めた。

分子科学研究所では、各種有資格者、専門知識保有者を効率的に育成、組織化するために安全衛生管理室を設置し、安全衛生管理担当専任助手1名を配置した。安全衛生管理室は毎月開催される岡崎3機関安全衛生委員会のあと定例会議を開いて、研究所の安全衛生に関する実情調査、作業指導、企画立案を行っている。また、安全衛生講習会の開

催，マニュアルの作成，各種資格取得の奨励を行っている。一方，安全衛生委員会は，安全衛生管理に必要な研究所内の規則の制定，広報活動などを行った。

自然災害等への対応マニュアルを整備するとともに，危機管理体制の構築を図る。

本機構事務局及び各機関の緊急時連絡網を作成するとともに，対応マニュアル等を作成した。

教育研究活動等に起因して職員，共同利用・共同研究者に被害がもたらされた場合の補償等に対応するため，保険等による対策を図る。

本機構では，国大協が実施する総合保険に加入するとともに，公用車に対する任意保険に加入している。総合保険については，今年の災害状況等を例に翌年度の保険対象となる動産・不動産について調査を実施し，加入保険についての見直しを実施した。

職員の過重労働に起因する労働災害を防止するため，勤務時間の適正化に努める。

本機構の一般職員について，職員の過度な労働の防止に努めるとともに，超過勤務時間の縮減を図った。

労働安全衛生法等に関する講習会等に積極的に参加させるなど，職員に対する安全管理・事故防止に関して周知徹底を図るとともに，種々の資格者の育成を図る。

本機構事務局及び各機関では，労働安全衛生法に関連した各種講習会等に計画的に参加させ，業務に必要な各種資格の取得を奨励した。